

## 第4回斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会 会議要旨

開催日時	平成22年12月17日（金）14時00分～15時55分
開催場所	斑鳩町役場3階第1会議室
出席委員	10名（中原会長、浦口職務代理者、青山委員、阪口委員、田中委員、辻委員、松本委員、丸尾委員、宮崎委員、森岡委員）
欠席委員	0名
事務局	7名（池田副町長、藤川都市建設部長、加藤都市整備課長、井上都市整備課参事、井上都市整備課長補佐、田中都市整備課係長、仲村都市整備課係長）
コンサルタント	1名（株コム計画研究所：広沢副代表）

### 1. 会 長 挨 拶

### 2. 議 事

#### （1）斑鳩町都市計画マスタープラン（素案）について

##### ■ 事務局からの説明事項

「資料1」に基づき、序章から第5章までの各章の概要及び前回の委員会からの修正事項について説明があった。

##### ■ 質疑事項及び主な意見

##### 【序章について】

特に意見なし。

##### 【第1章について】

委員) 32ページの中段に「家族の状況」についてのグラフがあるが、「無回答」という回答が35.9%となっている。これについて、本文では、「「無回答」の35.9%はこれらの家族が居ない世帯と考えられます。」という記述となっており、つまり、上から4つの選択肢のどれにも該当がない世帯が、「無回答」にあたとされている。

しかし、「無回答」という回答の中には、書き忘れや回答したくないな

どの件数も含まると考えられるため、全てをこれらの家族が居ない世帯として捉えるのは、適切ではないと思われる。

このため、誤解を招かないよう、注釈を入れるなどの対応をすべきであると思う。

会長) 調査表では、このような家族が居ないという回答項目はないのか？

事務局) 調査表を確認し、後ほど、説明させていただく。

委員) 5ページの「(1)人口と世帯の推移」の5行目に、「世帯数は、一貫して増加を続けており、同様に、世帯人員も減少を続けています。」という表現は適切であるのか？

事務局) 世帯数は、一貫して増加しているという状況の反面、世帯人員は、一貫して、減少しているという状況を表現したものである。

委員) 30ページの「2-6 回答者の属性」について、アンケート結果を分析する上で、基本情報となるものであるため、「2-1 調査概要」の次の「2-2」へ移したほうが良いのでは？

会長) 一般的な調査報告書の場合、属性項目を、一番前に配置するケースが多い。このような報告書については、属性項目を後ろに配置するといった慣例等はあるのか？

事務局) 特に、定めはないので、今の意見に基づき、「2-1 調査概要」に続く情報として、前に移すことは可能である。

会長) 「2-1 調査概要」の後ろに移すということで、問題ありませんか？  
(各委員了承) 異論がないようなので、このように修正願いたい。

(各委員にアンケートの調査票を配布)

会長) この内容であれば、特定することは難しい。正確には、この35.9%の中には、これらの家族が居ない世帯と設問に対する無回答者が含まれることになるため、先程の意見のように、「これらの家族が居ない世帯と考えられます。」という表記には、附記を入れたほうが良いと思う。

【第2章について】

会長) 39ページの「④ふるさと上宮歴史公園」から「④上宮遺跡公園」への修正については、正式名称が「上宮遺跡公園」であるということで良いのか？

事務局) 従前の資料では、都市計画決定時の名称を用いていたが、都市公園としては、「上宮遺跡公園」という名称を用いており、こちらのほうが町民にも馴染が深い名称と考えられるため、修正を行ったものである。

委員) 36ページの「(1)豊かな歴史と文化を守り生かした魅力あるまち」の3行目の「社寺だけでなく」という表現について、社寺に対するマイナスイメージが出ているような印象を受けるので、表現を変えたほうが良いと思う。

会長) 意図としては、特に社寺を排除するというのではなく、「他のリソースを」ということであると思うが…。

委員) これまで注目されていなかった小さな社寺にも、元気になって欲しいと考えており、「これまでの社寺に加えて」など、それを想定したような表現が良いと思う。

会長) そうすると、「まちそのものの持つ」と続くため、社寺とまちとは、違う存在であると思う。

職務代理人) ここでは、観光の形態について記述しているため、まちそのものの持つ魅力にあふれる観光ともう一つは社寺だけの観光という意味で、「社寺観光及び」という表現に変えていくのはどうか？

事務局) 今の意見によると、「～だけでなく」という表現よりも「～に加え」という表現のほうが適切ではないかということであると思うので、「これまでの社寺を中心とした観光に加え」という表現に修正するのはどうか？

職務代理人) 社寺は、観光という表現よりも拝観という表現のほうが適切ではないか？

委員) 駐車場の名称も、法隆寺観光自動車駐車場となっており、私自身は、特に抵抗はない。今までの意見を踏まえ、よりはっきりさせようと思えば、「従来の社寺観光だけでなく、今後はまちそのものの持つ魅力にふれるまちなか観光」という形で、「従来の」と「今後は」という言葉を用い、対比すれば良いと思う。

会長) 観光という言葉の範囲をどこまで捉えるかということであると思う。拝観とすると、宗教的な意味合いが関わってくるため、都市計画マスタープランとしては、観光という言葉で表現し、意見があったように、従来の観光形態に加えて、今後はまちなか観光へ注力していくという表現に修正するということでしょうか？

委員) 実際、斑鳩町を訪れる観光客は、法隆寺がメインであるため、この社寺という部分を、法隆寺と変えたらどうか？

会長) 他のお寺もあるため、限定すべきではないと思う。

職務代理者) 「社寺から、まちそのものの持つ魅力にふれるまちなか観光へ」という表現に修正すれば良いのでは？このような方向に向けて変えていくということがわかる。

事務局) 「従来の社寺を中心とした観光に加えて、まちそのものの魅力に触れるまちなか観光を充実させ、」という内容に修正するということで良いか？

(各委員了承)

委員) 39ページの「歴史・自然拠点」の表の中に「⑤龍田の町並み」とあるが、ここには並松を含めなくて良いのか？

事務局) 並松と比較すると、龍田においては古い町並みが、比較的多く残っているため、「歴史・自然拠点」としては、「龍田の町並み」のみ設定を行っている。なお、並松については、龍田とを結ぶ旧街道として位置付けを行っている。

会長) 「生活・文化拠点」として、位置付けを行うかどうかも含めて考えた場合においても、今の①から⑨に掲げられている拠点の性格とは、かなり離れる形となる。

委員) 今の括りでは、どちらに含めるのも難しいと思う。

会長) 並松については、現状、明確な都市機能を有しているとまでは言えない。こうした点を考えると、「歴史・自然拠点」、「生活・文化拠点」のいずれにも位置付けを行っていくことは難しいと思う。こうしたことから、40ページの都市構造図に示されているように旧街道のネットワークとして、並松を含めた形で計画をするが、拠点としては、「歴史・自然拠点」として龍田を中心に指定するということが良いか？(各委員了承)

### 【第3章について】

会長) ごみ焼却場に関し、当初、素案の作成段階では、本計画の計画期間となる今後10年間では、大きな変更はなく、基本的には延命措置を図るということで議論が進んできていたと思うが、少し状況が変わったという認識で良いか？

事務局) その通りである。

会長) 今回は、同じ場所で改修を行うということだけでなく、もっと他の選択肢についても検討するということが良いか？

事務局) その通りである。

会長) マスタープランは一度定めると、計画期間内は、変更することができないという性格のものではなく、状況に応じて、見直しを図るタイプの計画であると認識している。

ごみ焼却場をめぐる、様々な地域の問題が起こるという事例も少なくない。改修や建替など、現在の場所に立地するというのであれば、道路の問題等も新たに検討する必要はないと思うが、仮に、町内の別の場所に立地していくということになれば、取り付け道路の問題や都市計画の変更ということが、少なからず出てくると思う。このため、ごみ焼却場の推移の状況によっては、柔軟に計画の見直しを図っていくということが、この都市計画マスタープラン策定委員会の中で意見として、述べられ、委員の方々の同意がいただけるようであれば、合意がされたということを経事録に残したいと思うがどうか？(各委員了承)

委員) 43ページの「(1) 住宅地の整備方針」の5行目に「低未利用地」という語句があるが、これは、低利用地と未利用地を合わせたものであると思うが、低と未の間に中点を入れるべきではないか？

事務局) この「低未利用地」という語句については、上位計画となる県の都市計画区域マスタープランにおいてもこの記述となっている。これに合わせた記述としているということで理解願いたい。

委員) 36ページの「(3) 自然と共に生きる環境にやさしいまち」において、「ごみの減量化や再資源化、バイオマスタウン構想の推進に取り組む」という方針となっている一方で、50ページの「(3) その他の都市施設」

においては、これらに関する記述が削除されている。どのような意図で削除を行ったのか？

事務局) 当初は、ごみ焼却施設の延命化を図るため、バイオマスタウン構想に基づく取組を実施するという内容を記述していたが、総合計画における記述と整合を図る形で、今回、抜本的な処理対策を検討するという表現に修正を行った。

しかし、バイオマスタウン構想や省資源化を進めていかないということでは決してなく、これらに関する記述を都市施設整備の方針としては含めないということである。

委員) 43ページの「(1) 住宅地の整備方針」において、「伝統的住宅地」に関する方針の記述があるが、41ページの「1. 土地利用の方針」の「住宅地」の方針においては、「伝統的住宅地」に関してまったく触れられていないため、何らかの記述を行っていくべきではないか？

事務局) 41ページの「1. 土地利用の方針」においては、「都市づくりの目標」の「ゆとりある住環境を備えたまち」という方針を受け、大きく住宅地として捉え、記述を行ったものである。

一方、43ページの「(1) 住宅地の整備方針」においては、「伝統的住宅地」、「低層住宅地」、「一般市街地住宅地」に区分して方針を記述するという構成としており、「伝統的住宅地」に関する方針は、この箇所  
で記述を行うということで理解願いたい。

#### 【第4章について】

委員) 59ページと68ページの地域資源の位置図について、ぶどうやかきなどの果樹園がオレンジ色の円で表記されているが、凡例に加えるべきではないか？

事務局) 凡例に「主な果樹園」を追加する。

委員) 大和川の堤防沿いの道路が拡幅されたが、都市計画においては、どのような位置付けで事業がなされたのか？

事務局) 都市計画道路として事業を行ったものではなく、町内全体の道路網の整備という形で、町道整備として取組を行ったものである。

委員) 北部地域において、コスモスが栽培されているところがあるが、これに

についても地域資源の位置図に反映したほうが良いのでは？

事務局) コスモスの栽培箇所として、一般的に岡本、三井が、よく知られているが、実際は法隆寺周辺など広範囲にわたって栽培を行っていただいているため、地域資源の位置図に反映していくことは難しい。

【第5章について】

会長) 84ページの「(3)まちづくり活動の支援」に関して、以前の委員会において、支援窓口は、単に情報を受け渡しするだけの窓口組織ではなく、庁内間の横断的な組織とする旨の説明があったと思うが、この中で具体的な名称を表記することはできないか？

事務局) 現時点で、具体的な名称を表記することは難しい。総合計画においても体制の整備を進めるという方針としている。

会長) 窓口という言葉のイメージから、実際的な対応をしてもらえるのかという不安を感じる。庁内に横断的な組織をつくることについて、もう少し積極的な表現にすることはできないか？

事務局) 総合計画における記述に合わせ、「庁内の体制を整備し」という表現に修正を行う。

委員) 82ページの「1. 重点的な施策」の「(1) 主要拠点及び多様で魅力ある拠点の機能強化」に関し、拠点については、新たに作り出していく必要があると考えている。

例えば、西里の場合、安田家住宅など現状、文化財指定はなされていないが、歴史的価値の高い建物が多数存在している。拠点として、このような建物を発掘していくということを想定した記述とすべきであると思う。

事務局) 43ページの伝統的住宅地の整備方針において、「歴史的価値のある住宅は貴重な文化財として保存をはかる」と方針としており、西里については主要拠点の中に含まれているため、主要拠点の機能強化ということで理解願いたい。

また、83ページの「(3) 斑鳩の里の総合的な景観形成」の下から3行目以降に、「また、西里や東里、龍田など歴史的な町並みが残る地区については、歴史的価値をもった建築物の保存・活用をはかる」こととしており、重点的な施策の中でも、記述を行っている。

委員) 保存・活用では、消極的な印象を受ける。まちなか観光を行うためには、まず、拠点の存在が前提となり、次に拠点と拠点を結ぶネットワークが必要となる。現状では、拠点の数が少ないことから、認知されている拠点だけを充実させていくということだけでは不十分であると思う。

会長) 現状、この計画で位置付けられている拠点に留まることなく、様々な施策を進めていく中で、追加的な拠点を、新たに積極的に設けていくという姿勢を示すべきであるということが良いか？

委員) これまで幾つかのルートの設定がなされているが、それは主要拠点間を結ぶルートとなっている。

しかし、実際は、ルートから外れた部分に、拠点が存在しており、それらを結んだネットワークを作っていく必要がある。

会長) 今まで、利活用されてこなかったようなタイプの地域資源は、本計画案では、拠点として明示されているわけではない。

しかし、本町に存在している、これまで注目されてこなかった地域資源についても、重点的に拠点として結び付けるという施策を講じていく必要があるということか？

委員) 拠点の機能強化というよりも、まず、拠点をもっと作らなければならないと考えている。

会長) 「主要拠点の機能強化」であれば、現状に留まるということになるため「再発見」というようなニュアンスを入れたほうが良いという意見である。現状、存在が認知されていないものを計画に含めていくという難しさはあると思うが、この点に関して何か意見はないか？

委員) 発掘に力を入れるというような表現にできれば良いと思う。

職務代理者) 「法隆寺周辺地区については、観光・交流拠点として、散策型・回遊型のまちなか観光への誘導をはかるため」とあるが、法隆寺周辺地区に限定した記述となっている。新たに拠点を発掘していくという意見を反映していくのであれば、散策型・回遊型のまちなか観光を進めていくためにも、法隆寺周辺地区に限定しないほうが良いのでは？

会長) 今の意見については、「法隆寺周辺地区」という語句を削除し、町全体を対象とした形に置き換えた上で、適切な位置に、地域資源の再発見と整



備を進めていくという内容を盛り込めばどうかという意見である。

事務局) 第5章は、これまでの第2章から第4章の内容を受けて、このような施策に重点的に取り組むものであるという形となっている。

このため、法隆寺周辺地区を削ると、対象が不明確になってしまう。

委員) 町全域において行うのは、難しいかもしれないが、龍田・並松に限っても、文化財として指定がなされていない歴史的価値の高い建物が、崩壊寸前であるため、地域の拠点として位置付けていくことはできないか？

会長) それは、第5章の重点的な施策に加えるのか？或いは、第4章の地域別構想のなかに加えていくこととするのか？

委員) 第5章の重点的な施策に加えていきたい。今後、散策型・回遊型のまちづくりを進めていくこととなるが、段階的に進めていく上で、並松と龍田に関しては、拠点を作っていく必要があるため、このことを想定した記述としたほうが良いと思う。

事務局) 総合計画のまちづくりの重点施策においても、歴史的なまちなみの保全や地域資源の活用の推進という内容が入っている。これらをどのようにしてこの計画とリンクさせていけば良いのか考えている。

会長) 上から3つ目の段落の、「「多様で魅力ある拠点」については、歴史・自然、生活・文化の各拠点において…」というところでは、新たに整備が予定されている史跡中宮寺跡に関する記述もなされていることから、この辺りに、「この他の地域資源について、住民参加のもと、積極的な再発見と利活用を進めていく」という記述を新たに加えていくことはできないか？

事務局) 龍田の町並みについては、「多様で魅力ある拠点」として位置付けを行っていることから、「龍田の町並みにおいては、保存を図るとともに、埋もれている地域資源を再発見していく」という方針を新たに加えていくことは可能であると思う。

委員) 現状では、既存施設の活用と充実という記述となっているため、この部分に、地域資源を新たに発掘するというような記述を加えていきたい。

会長) 重点的な施策については、具体的な対象をこの部分で明示しておきたいという意図で記述がなされているため、基本的には、新しいものを発見・

発掘するという事になれば、どこを対象にして、また、どのような方針で整備を図るかなどについて記述することは難しい。

しかし、龍田に関しては、拠点として位置付けられているため、龍田の町並みという拠点の範囲内のみに関していえば、活用と充実という部分に潜在的な資源の再発見ということも含まれるため、対象が曖昧にならない。

事務局) 龍田の町並みについては、「多様で魅力ある拠点」として位置付けを行っている一方で、並松は旧街道の沿道に位置しているものの、拠点としての位置付けは行っていないため、龍田と並松の両方をここに含めていくことは難しい。

会長) 並松に関しては、地域別構想において、方針を定めているということの良いか？

事務局) 並松に関しては、地域別構想の他、47ページの「第3章 全体構想」の「3. 道路・交通体系整備の方針」の「(5)の旧街道の整備方針」においても方針を定めている。

会長) 具体的な表現については、事務局で検討することとして、このような方針としていくことで良いか？(各委員了承)

委員) 85ページの「(2)都市計画関連制度の活用」の修正箇所について、「地域住民の話し合いに基づき」と修正されているが、建築物の用途や建ぺい率、容積率について、住民の話し合いによって決まるという理解で良いか？

事務局) 建築物の用途や建ぺい率、容積率については、都市計画として行政が定めるのが基本であるが、地域の住環境を良好なものとするために、地区計画や建築協定などを導入することにより、行政が定めたルールよりも、さらに厳しい規制を定めていくことが可能となる。このルールづくりに際しては、まず、住民の間で行っていただき、その内容に基づき、手続きを進めていくことになるため、このような記述を追加したものである。

委員) 先程から、古い住宅を文化財として残していくという議論がなされているが、文化財指定がなされると、増改築に際し、制約が課せられることになる。このため、文化財指定を行うにあたり、どのような手続きの流れとなるかということと、どのような補助制度があるかについて確認したい。

委員) 一口に文化財指定と言っても、たくさんの種類があり、国宝や重要文化財となれば、補助が多い反面、制約も多い。近年、これは歴史的な価値があるということ認識してもらうために文化財指定を行うという流れになってきている。補助については、重要文化財などと比べると格段に少ないが、改修については、外部から見えない部分に関しては、かなり許容されている。

文化財指定については、いくつかのメニューがあるため、このメニューを示した上で、住民や所有者の同意に基づき、指定するというプロセスを踏むため、合意なしに指定がなされることはない。

委員) 近年、古くからの家においては、子供が家を離れ、高齢者のみの居住世帯が増えている。そのような中、文化財に指定されたとしても、居住者が亡くなった場合、空き家となる。空き家になれば、家が傷んでくるため、それに対して、どのようにして補助を行っていくかということが難しい。都市計画マスタープランで方針を定めたからといって纏まれば良いが、龍田においても、古い建物は、ぽつりぽつりとあるだけの状況のため、それらを保存していくためには、補助制度を導入し、このようなメリットがあるから残してくださいというアピールが必要であると思う。

委員) 強制的に文化財指定することはできない。また、指定された後、指定を解除するという事も可能であり、一方的に決めるものではないということを理解いただきたい。

会長) 文化財指定については、所有者や居住者の同意が必要であるため、住民との話合に基づき進めていくものである。文化財指定を行った建物に居住者がなくなった場合、どうすべきかといった問題は確かに出てくるが、これについては、個別に検討していくこととなる。

#### 【全体について】

委員) 第1章の「1. 斑鳩町の現状」の中で、農業や商業に関するグラフにおいて、調査年次が古いデータが使用されているが、できるだけ新しいデータを用いて、調査年次の統一を図るべきではないか？

事務局) 農林業センサスについては、5年に1度の調査であり、直近の調査は今年、平成22年に実施され、まだ取り纏めがなされていない状況である。

また、商業統計と調査年次が異なっているため、全ての調査年次を統一することは難しい。

委員) 第1章の「2. 住民意向調査の結果」に、設問を添付した方が、わかりやすいのではないかと回答のグラフで、ある程度の情報はわかるが、どのような設問を行ったのかというのが一番重要であると思うので、ページに余裕があれば、追加すれば良いのでは？

事務局) 設問のシートは、かなりのボリュームがあるため、都市計画マスタープランに加えていくことは難しい。総合計画の策定に際して調査を行ったものであるため、ホームページに掲載することが可能かどうかなど検討したい。

委員) 文字構成についてであるが、印刷物に仕上げる際には、印刷会社において、レイアウトの設定を行うということで良いか？

事務局) その通りである。

委員) パブリックコメントを行う際は、このレイアウトとなるのか？

事務局) その通りである。

委員) 項目立てにおいて、用いられている記号が章によって統一されていないため、統一すべきであると思う。

次に、19ページの「(4) 公共下水道の整備状況」の上から2行目の「h a」が全角表示となっているため、他と同じように半角表示に修正願いたい。

また、6ページの「年齢別人口の推移」及び7ページの「人口ピラミッド」のグラフについて、「人」という単位が抜けているので追記願いたい。

21ページの「暮らしたい理由」についてのグラフであるが、複数回答であるため、その旨の表記を入れたほうが良いと思う。この後に出てくるグラフも同様に処理願いたい。また、このグラフのパーセントの数字が非常に見にくい。例えば右の方へ移すなど工夫願いたい。

また、この他のグラフについては、色の中に黒色の字としているため、白抜きに変えると見易くなると思う。

35ページの第2章「都市づくりの目標」の「1. 都市の将来像」のフォントの大きさが、他の部分と比べ小さくなっているため、修正願いたい。

また、第2章の記述に関して、一行あたりの文字数が他の章と違っていると思うので確認願いたい。

会長) 今、指摘があった内容は全て妥当であると思うので、可能な限り修正願いたい。

会長から各委員に、指摘があった箇所について修正を行った上で、資料1を都市計画マスタープランと素案とすることについて諮ったところ、特に異議等はなく了承された。

## (2) 今後のスケジュールについて

### ■ 事務局からの説明事項

「資料2」、「資料3」に基づき、都市計画マスタープラン素案に対し、町民等から意見を募集するため、1月7日から28日の間で、パブリックコメントを実施し、次回となる第5回斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会において、都市計画マスタープラン原案についての審議を行った後、2月21日に予定されている斑鳩町都市計画審議会へ諮問するという今後のスケジュールについて説明があった。

### ■ 質疑事項及び主な意見

特に意見なし。

## 3. その他

### ■ 次回の開催日程等について

次回は、都市計画マスタープランの原案に対する審議を行うこととし、日程については、2月7日(月)の午後2時からの開催となった。

－ 閉 会 －